

【公布された条例等のあらまし】

● 徳島県公有財産取扱規則の一部を改正する規則（規則第47号）

- 1 本庁及び出先機関の事務執行体制の見直しに伴う所要の整備を行うこととした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第48号）

- 1 本庁及び出先機関の事務執行体制の見直しに伴う所要の整備を行うこととした。
- 2 徳島県行政財産使用料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 3 この規則は、令和8年8月1日から施行することとした。

● 徳島県来庁者駐車場管理規則（規則第49号）

- 1 徳島県行政財産使用料条例に規定する来庁者駐車場（以下「来庁者駐車場」という。）を定めることとした。
- 2 来庁者駐車場の使用時間を定めることとした。
- 3 来庁者駐車場に駐車することができる自動車を定めることとした。
- 4 来庁者駐車場の使用の手続並びに使用料の納付の時期及び方法を定めることとした。
- 5 その他所要の規定を設けることとした。
- 6 この規則は、令和8年8月1日から施行することとした。